

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和8年1月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2500369号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2500089号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年11月1日から昭和62年5月1日まで

A社で勤務していた期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。正社員として勤務しており、入社1か月後くらいに年金手帳を会社に提出した記憶がある。履歴書にも記載があるとおり、勤務していたことは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された履歴書及び同僚の回答により、請求期間当時、請求者がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の新規適用年月日(以下「新適日」という。)は昭和62年11月1日であり、請求期間においては厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の新適日に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員のうち、連絡先の判明した者に照会したところ、新適日前から厚生年金保険料を控除されていた旨回答した者はいない上、当時取締役であった者は、新適日は昭和62年11月1日であり、その前は国民年金に加入していたはずである旨陳述している。

さらに、A社の新適日に厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員は、雇用保険の加入記録により、いずれも新適日前からA社に勤務していたことが確認できるところ、オンライン記録により、このうちの複数の者が新適日前の勤務期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、A社の新適時における事業主に対し、請求期間における厚生年金保険料の控除の有無等について照会を行ったものの回答が得られず、請求者は給与明細書などの厚生年金保険料の控除が確認できる資料を保有していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することはできない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事

情がない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。